

## 公立大学法人福岡女子大学学術コンサルティング規則

法人規則第127号  
令和6年11月1日制定

### (趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人福岡女子大学（以下「本学」という。）における学術コンサルティングの取扱いについて定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「学術コンサルティング」とは、会社その他の団体（以下「委託者」という。）からの委託を受けて、本学の教職員がその教育、研究及び技術上の専門知識に基づき指導及び講習を行い、もって委託者の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- (2) 「学術コンサルタント」とは、本学の教職員で、当該学術コンサルティングを行う者をいう。
- (3) 「知的財産権等」とは、公立大学法人福岡女子大学知的財産の取扱いに関する規則（法人規則第35号）に定める権利をいう。

### (受入れの基準)

第3条 学術コンサルティングの内容が、原則として本学の教職員の職務と同一のもの又は職務の範囲にあるものと認められ、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、当該学術コンサルティングを受け入れるものとする。

### (安全保障輸出管理制度の遵守)

第4条 委託者が外国の機関等である場合、その学術コンサルティングの受入れについては、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）並びにこれに基づく輸出管理関連の政令、省令及び通達等を遵守するものとする。

### (受入れの条件)

第5条 学術コンサルティングを受け入れる場合は、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 学術コンサルティングは、委託者の都合により一方的に中止することはできない。ただし、やむを得ない事由により委託者から中止の申出があった場合には、委託者と協議の上、決定する。
- (2) 本学が学術コンサルティングを履行できないことにより学術コンサルティングを中止し、又はその期間を変更した場合において、学術コンサルティングの対価（以下「学術コンサルティング料」という。）に不用が生じ、委託者から不用となった金額について返還の請求があった場合には不用となった金額の範囲内においてその全部又は一部を返還することができる。ただし、委託者からの申し出により中止する場合には、当該学術コンサルティング料は、原則として返還しない。
- (3) 第1号ただし書きに基づく学術コンサルティングの中止、又は学術コンサルティング期間の変更に

より委託者が損害を受けた場合、本学は一切の責任を負わない。

2 前項に定めるもののほか、理事長は、必要と認められる条件を別に付することができる。

(申込み)

第6条 学術コンサルティングの申込みをしようとする委託者は、理事長に学術コンサルティング申込書(様式第1号)を提出するものとする。

(届出の義務)

第7条 委託者は、学術コンサルティングを希望する学術コンサルタントが委託者において兼業を行っている場合には、その旨理事長に届け出るものとする。

2 学術コンサルタントは、本人又はその親族が、学術コンサルティングの申込みをしようとする委託者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に基づく中小企業に限る。)の株式を保有している場合には、株式保有についての届出書(様式第3号)により理事長に届け出るものとする。

3 理事長は、前2項の届出があった場合は、利益相反マネジメント委員会へ諮問するものとする。

(受入れの決定等)

第8条 理事長は、第6条の申込み並びに前条第3項の諮問結果を受けて、学術コンサルティングを実施することが本学の業務遂行に支障をきたすおそれがないと認められる場合に、当該学術コンサルティングの受入れを決定するものとする。

2 理事長は、受入れを決定したときは、委託者に通知するものとする。

(契約の締結)

第9条 理事長は、前条により受入れを決定し、委託者からの要望があった場合は学術コンサルティング契約書(様式第2号)により契約を締結できるものとする。

(経費の負担)

第10条 学術コンサルティング料は、コンサルティング経費(学術コンサルタントの知識、ノウハウ等の提供の対価及び学術コンサルティングの遂行に直接必要な経費をいう。)及び当該学術コンサルティングに関連しコンサルティング経費以外に必要となる間接経費の合算額とする。

2 前項に定める学術コンサルティング料は、地域連携センターにおいて学術コンサルタントと学術コンサルティング内容に応じ、委託者と協議のうえ定めるものとする。

3 第1項に定める間接経費は、原則コンサルティング経費の30パーセントに相当する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、理事長は委託者から特段の事由等の申出があった場合は、間接経費の率を10パーセント以上30パーセント以下の範囲内において変更することができるものとする。

(学術コンサルティング料の納入等)

第11条 委託者は、学術コンサルティング料を本学の発行する請求書により所定の期日までに納付するものとする。

(中止又は期間の変更)

第12条 学術コンサルティングを中止、又はその期間を変更することができる事由は、第5条第1項第1号ただし書きに基づき、次の各号に掲げるものとする。

(1) 地震及び台風等の自然災害

(2) 学術コンサルティングの内容が公立大学法人福岡女子大学共同研究規則（平成19年10月18日制定法人規則第34号）第2条に定める共同研究又は公立大学法人福岡女子大学受託研究規則（平成19年10月18日制定法人規則第34号）第2条に定める受託研究に該当するもの

(3) その他理事長が必要と認めたもの

2 理事長は、前条の規定に基づき当該学術コンサルティングを中止し、又はその期間の変更を決定した場合には、その旨を委託者及び学術コンサルタントに通知し、契約を解除し、又は学術コンサルティング期間の変更契約を締結するものとする。

(知的財産権等の取扱い)

第13条 学術コンサルティングの実施に伴って生じた知的財産権等の取扱いについては、委託者及び本学が協議により定めるものとする。

(成果の公表)

第14条 学術コンサルタントは、学術コンサルティングによる成果の公表の時期及び方法について、必要がある場合は、委託者と協議して定めるものとする。

(学術コンサルティング終了報告書)

第15条 学術コンサルタントは、学術コンサルティングが終了したときは、学術コンサルティング実施期間中の内容等について、理事長へ報告をするものとする。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、学術コンサルティングの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

(様式第1号)

学術コンサルティング申込書

令和 年 月 日  
 公立大学法人福岡女子大学理事長 殿

〒 -  
 住 所  
 委託者名称  
 (法人番号: )  
 代表者職・氏名

公立大学法人福岡女子大学学術コンサルティング規則を遵守の上、下記のとおり学術コンサルティングを申し込みます。

|   |                     |         |     |
|---|---------------------|---------|-----|
| 大学側担当教職員  |                     |         |     |
| 題目  |                     |         |     |
| 目的及び内容  |                     |         |     |
| 実施期間  | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 |         |     |
|   | 回、1回あたり 時間          |         |     |
| 実施場所  |                     |         |     |
| 学術コンサルティング料<br>(消費税額及び地方消費税額を含む)  | 直接経費                | 間接経費(※) | 合計  |
|   | 円                   | 円       | 0 円 |
| 担当教職員の兼業の有無<br>(有の場合内容を記載)  | (内容: )              |         |     |
| その他連絡事項   |                     |         |     |
| ※1 間接経費は直接経費の30%に相当する額を計上してください。(これにより難しい場合は事前にご相談ください。)                              |                     |         |     |
| ※2 本申込みに関わる個人情報については、委託者の同意がある場合、又は法律上提供しなければならない場合を除き、目的の範囲を超える利用や第三者への開示・提供をいたしません。 |                     |         |     |
| 契約担当者の連絡先など   |                     |         |     |
| 契約担当者所属・氏名  |                     |         |     |
| 契約書送付先住所  | 〒 -                 |         |     |
| 連絡先   | Tel                 | E-mail  |     |
|   | ③の詳細                |         |     |
| 契約書に記載する契約締結日の希望について  |                     |         |     |
| 学術コンサルティングの内容/分類  |                     |         |     |
| 委託者の事業内容  | 分類                  | 形態      |     |

(様式第2号)

学術コンサルティング契約書

受託者公立大学法人福岡女子大学（以下「甲」という。）と委託者（以下「乙」という。）とは、次の条項によって学術コンサルティング契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

(定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「学術コンサルティング」とは、乙の委託を受けて、甲の教職員がその教育、研究及び技術上の専門知識に基づきコンサルティング、助言及び講習を行い、もって乙の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を乙が負担するものをいう。
- (2)「学術コンサルタント」とは、甲の教職員で、当該学術コンサルティングを行う者をいう。

(学術コンサルティングの内容等)

第2条 甲は、乙に対して次の内容について学術コンサルティング（以下「本学術コンサルティング」という。）を行うものとする。

|                 |           |                    |         |
|-----------------|-----------|--------------------|---------|
| (1) 題目          |           |                    |         |
| (2) 目的及び内容      |           |                    |         |
| (3) 学術コンサルタント   |           |                    |         |
| (4) 学術コンサルティング料 | 円         | (消費税額及び地方消費税額を含む。) |         |
|                 | (内訳: 直接経費 | 円、                 | 間接経費 円) |
| (5) 実施期間        | 年 月 日     | ～                  | 年 月 日   |
|                 | 年・月・週     | 回、1回あたり            | 時間      |
| (6) 実施場所        |           |                    |         |

(学術コンサルティングの方法)

第3条 本学術コンサルティングは、原則として甲の場所で実施するものとする。ただし、必要に応じて、乙又は乙の指定する場所で実施することもできる。その場合の旅費交通費等（宿泊費を含む。）は、乙が負担するものとする。

(学術コンサルティング料等の支払い)

第4条 乙は、第2条に定める学術コンサルティング料を、甲の発行する請求書により所定の期日までに納付するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から支払いを受けた学術コンサルティング料については、これを乙に返還しない。ただし、天災その他やむを得ない事由により本学術コンサルティングを中止したときは、不用となった額の範囲内においてその全部又は一部を返還する。

(知的財産権の取扱い)

第5条 本学術コンサルティングの実施に伴って生じた知的財産権等の帰属、取扱い等については、別途甲乙協議して決定するものとする。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、本学術コンサルティングの実施に関し、相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た相手方の技術上又は営業上の情報（秘密である旨を表示したものとす。以下「秘密情報」という。）については、本契約の有効期間中及びその終了後3年間は、相手方の書面による事前の承諾なしに、これを第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、次の情報については、この限りではない。

- (1) 相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た時に、既に自己が保有していたもの
- (2) 相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た時に、既に公知となっていたもの
- (3) 相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た後に、自己の責めによらずに公知となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく、適法に取得したもの
- (5) 相手方から開示又は提供を受けた情報によることなく、独自に開発し、又は取得したもの

2 甲及び乙は、本学術コンサルティングの目的以外の目的のために秘密情報を使用してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を得たときは、この限りではない。

(学術コンサルティングの公表)

第7条 甲及び乙は、本学術コンサルティング実施の事実、本学術コンサルティングの内容、本学術コンサルティングの成果、その他本学術コンサルティングに関する事項を公表しようとするときは、当該公表の可否及び内容について、事前に相手方と協議し、同意を得なければならない。

(免責)

第8条 甲は、本学術コンサルティングに基づく商品の販売、役務の提供その他乙の事業活動結果について、何ら保証せず、また、当該乙の事業活動に起因する損害について、一切責任を負わない。

(契約の解約)

第9条 甲は、乙が第2条に定める学術コンサルティング料を支払わなかったときは、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、相当な期間を定めて催告し、同期間には是正されないときは、本契約を解除することができる。

- (1) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- (2) 相手方が本契約を違反したとき

3 甲は、乙が次の各号の何れかに該当し、債務不履行に陥った場合には、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

- (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続を申立又は申立を受けた場合
- (2) 銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合
- (3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(退職後の取扱い)

第10条 甲及び乙は、自己の研究担当者等が、自己に所属しなくなった後も、第6条及び第7条の規定を遵守させるよう措置しなければならない。

(契約の有効期間)

第11条 本契約の有効期間は、第2条に定める本学術コンサルティングの実施期間と同一の期間とする。  
ただし、甲乙協議の上これを延長することができる。

(契約終了後の効力)

第12条 本契約の失効後も、第5条から第8条及び第14条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(裁判管轄)

第13条 本契約に関する訴えは、甲の所在地とする福岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第14条 本契約に定めのない事項又は本契約に関する疑義を生じたときは、甲乙協議の上これを定める。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲は、乙及び乙の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という。）に属すると認められたとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自ら又は第三者を利用して、甲又は甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき

2 甲は、前項の規定により、本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

本契約の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

年 月 日

甲 福岡県福岡市東区香住ヶ丘1-1-1  
公立大学法人福岡女子大学  
理事長

乙

(様式第3号)

年 月 日

公立大学法人福岡女子大学理事長 殿

所属

職名

氏名

株式保有についての届出書

公立大学法人福岡女子大学学術コンサルティング規則第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 企業等名                        |  |
| 保有者<br>(※親族を含む。)            |  |
| 保有内容<br>(※株数、額面、持ち株比率等を記入。) |  |
| その他                         |  |

※ 本届出に関わる個人情報については、届出者の同意がある場合、又は法律上提供しなければならない場合を除き、目的の範囲を超える利用や第三者への開示・提供をいたしません。